

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 30 年 12 月 28 日・東京都規則第 163 号

1 概要

(1) 改正理由

東京都自然公園条例の一部を改正する条例（平成 30 年東京都条例第 40 号。以下「一部改正条例」という。）の施行に伴い、保育所その他の社会福祉施設の占用に関する制限に係る規定を追加するほか、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 一部改正条例の施行に伴うもの

東京都自然公園条例施行規則（平成 14 年東京都規則第 127 号。以下「規則」という。）第 54 条で定める占用に関する制限に保育所等の占用場所、面積等に係る規定を追加するほか、規定を整備する。

イ 自然公園法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 10 号）の施行に伴うもの

規則第 25 条で定める都立自然公園の特別地域内における許可又は届出を要しない行為に境界標の設置に係ることを追加するほか、規定を整備する。

2 施行日

平成 31 年 1 月 1 日

3 問合せ先

東京都環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3508

内線 42-685